

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和4年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

(歳 入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分）	460,418 千円
--------------------	------------

(歳 出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	460,418 千円
------------------------	------------

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事 業 名	経 費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国県支出金	市 債	その他の	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他の	
社会福祉	障害者総合支援費	1,119,407	815,482			92,004	211,921
	乳幼児・児童医療費	81,365	12,257		46,345	6,891	15,872
	保育所運営費	334,557	835		25,997	93,154	214,571
	計	1,535,329	828,574		72,342	192,049	442,364
社会保険	国民健康保険会計繰出金	360,062	161,248			60,184	138,630
	介護保険会計繰出金	643,333	58,478			177,047	407,808
	計	1,003,395	219,726			237,231	546,438
保健衛生	予防費	82,997	600			24,943	57,454
	妊婦・乳児健康診査	21,464	1,000			6,195	14,269
	計	104,461	1,600			31,138	71,723
合 計		2,643,185	1,049,900		72,342	460,418	1,060,525